

中国税務速報

2019 年 12 月 20 日

● 1. 中国人民銀行 『売掛金質権設定登記弁法』 の改定

売掛金の質権設定登記を一層規範化し、質権設定の当事者と利害関係者の法的な利益を保護するため、『中華人民共和國物権法』の関連規定に基づき、中国人民銀行は改定した『売掛金質権設定登記弁法』（以下『弁法』と略称します）を発表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 1) 附則にその他の動産及び権利担保取引登記の参考条項を追加し、自発的に動産担保取引登録を展開するニーズに応じて、様々な登記に対する積極的な指導を強化します。
- 2) 登記の効率性を向上させるため、登記協議の申請要求については廃止されることとなりました。初期登録期間、展開期間が最短 1 ヶ月に引き下げられることで、登録期限の選択が柔軟なものになります。
- 3) 資金調達の各関連当事者間の法律紛争に対して法的責任と義務の条項を追加し、登記者側が情報の真実性を保証する責任が明確化されました。
- 4) 債権者及び質権設定者の氏名、抹消登記期限、登記の取消、説明権限その他の条項を改正または追加し、表現がより規範的で明確なものとなりました。

『弁法』は動産融資業務の発展の新たな情勢及び要求に適応するとともに、現在の動産担保制度の国際的ベストプラクティスに対応し、適用範囲、登記協議、登記期限、責任義務などに改定が加えられることとなります。この結果、市場主体に対し効率的で利便性が高く、統一的な動産担保制度が確立され、されなる企業融資の活性化に繋がることが期待されます。

この『弁法』は 2019 年 1 月 1 日より実施されます。同時に、現在の『弁法』（中国人民銀行令〔2017〕 第 3 号公布）は廃止されます。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/3930408/index.html>

● 2. 国家税務総局 納税信用の回復に関する公告

納税者の納税意識を強化するとともに、自主的な信用回復を奨励・指導することを目的として、国家税務総局は『納税信用の回復に関する公告』（以下、『公告』と略称します）を発表しました。

主な内容は以下の通りです。

『公告』には 19 の納税者の信用回復が可能な行為が明確にされ、回復条件に合致する納税者は期限内に、主管税務部門に対し納税信用回復を申請することができます。納税者が期限内において納税申告、税金納付、資料届出等を行っていない場合であっても、30 日内、本年度内、翌年度内に関連事項につき補足対応する場合は、減点の 80%、40%、20%が回復されることとなります。また納税者が期限内において無申告である場合でも、税金金額が 1000 元未満である場合で、納税者が失墜行為が記録された 30 日以内に関連事項に対し補足対応する場合には、減点の 100%が回復されることとなります。税務部門に従わずに税金、滞納金、罰金を納付しない場合で、納税信用等級が D 級となっている企業が、期限満了後の 60 日以内に納付又は補足納付した場合についても、納税信用が回復されることとなります。主管税務部門は納税信用回復申請を受理した 15 営業日以内に審査を行い、納税者に回復結果を通知することとなります。

本公告は 2020 年 1 月 1 日より実施されます。

<http://shanxi.chinatax.gov.cn/web/detail/sx-11400-547-1694937>

● 3. 国家税務総局 増値税発票管理等関連事項の公告

ビジネス環境を更に最適化し、関連税収政策を確実に実行するとともに、納税秩序を規範化し、納税者の利益を保護するため、国家税務総局は「増値税発票管理等関連事項の公告」を発表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 1) 「財政部税務総局 個人向けサービス業の増値税控除政策の明確化に関する公告」(財政部税務総局公告 2019 年第 87 号)の規定に合致する個人向けサービス業の納税者は、当年度に 15%の控除優遇税制を適用する際は、電子税務局(或いは税務処理サービスセンター)に「15%控除適用申請書」を提出する必要があります。
- 2) 納税者が情報選択確認プラットフォームで照会した税関納付書情報が実際の状況と一致しない、あるいは対応情報を照会していない場合は、情報選択確認プラットフォームで税関納付書をアップデートする、または主管税務機関に税関納付書を提出するという二つの方式で審査照合を申請することができます。
- 3) 増値税小規模納税者(その他の個人を除く)が、増値税専用発票を発行する必要がある場合には、増値税発票管理システムを利用して発行することができます。

本公告の第一条は 2019 年 10 月 1 日より、本公告の第二条から第五条までは 2020 年 2 月 1 日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138164/content.html>

● 4. 国家税務総局 税務行政に関する申請手続に係る更なる簡素化の公告

国務院が「放管服」(行政のスリム化と権限委譲、監督管理能力の強化と権限委譲との両立、ならびに行政サービスの最適化)改革を推進し、ビジネス環境の最適化を実施するために、国家税務総局は税務行政許可事項の手続、一部の税務行政文書ならびに提出書類につき更に簡素化することとなりました。

詳細な内容は以下のとおりです。

- 1) 手続期間を短縮します。「公告」は一部の税務行政に係る申請項目について、20 営業日を法定手続期限とし、さらに短い手続完了期間を明確にしました。
- 2) 申請書類を簡素化します。「公告」は「税務行政許可申請書」の記入項目を削減し、かつ《税金納付延期申請承認書》《税務申告延期申請の承認書》の提出要求を廃止し、記載内容を「税務行政許可申請書」と統一します。これにより申請者の記入項目が削減されることとなります。
- 3) 提出書類の削減を行います。「公告」により、納税者が税金納付延期及び延期申告に必要な申請書類が削減されます。
- 4) 発送プロセスの簡略化を行います。税務手続サービス窓口を通じ、申請者に対し直接税務行政許可書類を発送します。

本公告は 2019 年 12 月 1 日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138274/content.html>

● 5. 中国人民銀行 国家外貨管理局 「外国機関投資家による銀行間債券市場への投資の利便化に関する通知」

2019 年 10 月 16 日、外国機関投資家による投資の利便性を高め、高水準な開放を実現するため、中国人民銀行外国為替局は「外国機関投資家による銀行間債券市場への投資の利便化に関する通知」(以下、「通知」と略称します)を公布しました。

現在、外国機関投資家は、適格外国機関投資家(QFII)、人民元適格外国機関投資家(RQFII)、直接市場参入、ボンド・コネクトなどの様々な方法を通じて、中国の銀行間債券市場に投資することができます。今回の「通知」では、同一国外主体の QFII/RQFII 及び直接上場債券の名義変更を可能にし、口座間で直接振替することができることを明らかにしました。同時に、同一国外主体が前記方法で市場

参入する場合には一度の手続のみで市場参入出来ることを明らかにしました。また、国务院の認可を経て、中国人民銀行外貨管理局は既に RQFII 試験国または地区、および QFII/RQFII 上限額の制限を撤廃しました。外国機関投資家の様々なルートによる銀行間投資政策は原則として同じ方向に進んでいるといえます。

上記の改革措置は、外国機関投資家の市場参入の利便性を更に向上させるとともに、中国金融市場の拡大と深度を進めることで、人民元の国際化を推進することを目指すものです。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1015/14366.html>